

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設  
個別施設計画

農林部農政課  
令和5年3月

## 目次

1	個別施設計画の目的.....	1
2	施設概要.....	1
3	対象施設.....	3
4	計画期間.....	3
5	施設の現状と課題.....	3
6	基本的な取組方針.....	3
7	事業実施時期について.....	4

## 1 個別施設計画の目的

本計画は、「盛岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、社会環境の変化を的確に捉え、今後見込まれる高齢化社会の進展による利用需要の変化に対応した市民サービスを提供するため、適切かつ計画的な施設の維持管理を実施することを目的とする。

## 2 施設概要

### (1) 建設までの沿革

盛岡市江柄地区農業集落飲雑用水供給施設は、病害虫防除、農産物や農業用機械の洗浄等の営農用水を主体として、併せて農業集落における生活環境の向上のための飲用水等の供給を図ることを目的とした施設であり、都南村が、農村生産基盤の整備と併せて農業集落における生活環境の整備を図る「農村総合整備モデル事業」の一環として営農飲雑用水施設整備事業により整備し、平成8年度に供用開始した。

#### 《導入事業について》

① 事業名	農村総合整備モデル事業 営農飲雑用水施設整備
② 地区名	都南地区
③ 採択年度	昭和 62 年度
④ 工事期間	平成 5 年から平成 7 年度
⑤ 工事完成年月日	平成 8 年 3 月 30 日
⑥ 事業費	全体工事費 211,000,000 円 うち補助対象分 16,713,810 円 (国費 50%、県費 20%、市費 30%)

### (2) 施設概要

① 施設の名称	盛岡市農業集落飲雑用水供給施設 (専用水道)
② 所在地	盛岡市大ヶ生 30 地割 7 番地 2
③ 敷地面積	1685.78 m <sup>2</sup>
④ 用地買収	約 71 万円 (取得年月日 平成 7 年 3 月 20 日、420 円/m <sup>2</sup> )
⑤ 開所年月日	平成 8 年 11 月 1 日
⑥ 運営方式	直営管理
⑦ 給水区域	盛岡市大ヶ生 24 地割、25 地割、26 地割、27 地割、30 地割、31 地割、32 地割の一部、乙部 18 地割及び 19 地割の各一部
⑧ 給水人口	129 人 (現在 66 人)
⑨ 計画給水戸数	31 戸 (現在給水 28 戸)
⑩ 計画給水量	57 m <sup>3</sup> /日
⑪ 浄水方法	膜処理方式 塩素消毒

⑫ 主要施設

水源	浅層地下水
取水施設	深井戸ケーシング 取水井 2 基 1 号 φ 200 L=50m 取水ポンプ φ 32×200V×0.75kw 2 号 φ 150 L=70m 取水ポンプ φ 32 (H17 年度に増設) 導水管 136m
浄水施設	浄水施設 (鉄筋コンクリート造 1 階建) 1 棟 69.29 m <sup>2</sup> 浄水池 V=10 m <sup>3</sup> 膜処理施設 2 基 (処理流量 540 ㎥/時) 送水ポンプ 2 基 (口径 32A、吐出量 50ℓ/min、全揚程 23m、出力 0.75kw) 自家発電 1 基 容量 27kVA 3 相電圧 200V 薬注装置 送水管 55m
配水施設	配水地 V=51 m <sup>3</sup> 配水管 VP φ 100 L=1,998m、PP φ 50 L=188m 減圧弁 3 基 消火栓 3 基
給水施設	給水方法 自然流下 ポリエチレン管 φ 50~25 L=1,130m

浄水棟と取水 1 号



浄水処理設備



### 3 対象施設

本計画で取り扱う対象施設は、盛岡市農業集落飲雑用水供給施設とする。

### 4 計画期間

計画期間は、令和5年から令和8年度までとする。

### 5 施設の現状と課題

#### (1) 施設の老朽化のため、安定した水供給が出来なくなっている

施設は、管路及び設備等の老朽化が進み、たびたび不具合が発生し安定した水の供給が出来なくなっている。これまで必要な補修等は実施してきたが、今後、継続して利用するためには大規模な更新が必要になっている。しかしながら、更新する場合は施設整備当時のような国の補助事業が無い場合、予算確保が課題となるほか、必要な更新を完了するまでの期間が長期化する可能性が高い。

また、更新には受益者に負担を求めることとなり、その負担額の検討が必要となる。

現況施設の供用開始年及び経過年数	H8年（26年経過）
------------------	------------

#### (2) 利用者数が減少し、給水量が減少している

施設は供用開始当時の人口が維持される前提で整備されたが、各施設ともに利用人口が減少し、今後も減少するものと予想されている。更新は、今後の水需要を踏まえた上で実施する必要があるが、水需要が減少しており、現状の施設規模では過大な施設となる等の影響がある。

現在給水人口／当初給水人口	66人／129人
---------------	----------

### 6 基本的な取組方針

#### (1) 点検、診断、修繕等

施設の利用者が施設とは別に飲用水を確保できるまでの間は、安心安全な飲料水供給に係る施設の運用に必要な取組を着実に実施していく。施設全般の点検については、日常点検及び定期点検を行うとともに、特殊設備については、専門業者による点検を行う。

また、施設の劣化等がある場合は、詳細調査緊急補修などにより適切に施設の保全を行う。

#### (2) 維持管理等の基準

施設機能を適切に確保するため、水道法等の関係法令等に基づき定期的な水質検査等を行う。

(3) 施設廃止に向けた対応

施設は、更新を行わずに廃止する。施設受益者に対しては、受益者行う井戸整備に対して支援を行う。施設受益者の井戸整備が完了した後に、廃止工事を行う。

① 井戸等整備支援事業

施設受益者が行う井戸整備に必要な設備導入費等（井戸設置に係る費用等）を支援する。なお、設備導入完了後、1年以内に発生した不具合については対応する予定である。

（補助率10/10）

② 施設廃止工事

井戸整備が完了した後に、浄水施設、配水施設等の撤去等を行う。財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討する。（充当率90%）

## 7 事業実施時期及び概算事業費について

事業実施時期については、次のとおり。

事業	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
井戸等整備支援事業	乙部地区 13戸切替  30,000千円	大ヶ生地区 15戸切替  43,000千円		
施設廃止工事			・ 条例改正 ・ 補助対象事業廃止 手続き ・ 工事設計	・ 施設廃止工事 ・ 施設廃止届(水道法)  20,000千円